

**企業会計基準適用指針公開草案第 71 号（企業会計基準適用指針第 31 号の改正案）  
「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」に対するコメント**

**1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期**

- 企業会計基準適用指針公開草案第 71 号（企業会計基準適用指針第 31 号の改正案）「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」（2021 年 1 月 18 日公表）（以下「本公開草案」という。）

**2. コメント募集期間**

2021 年 1 月 18 日～2021 年 3 月 18 日

**3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期**

- 改正企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021 年 6 月 17 日公表）（以下「本適用指針」という。）

#### 4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL1	一般社団法人 生命保険協会
CL2	一般社団法人 不動産証券化協会
CL3	一般社団法人 全国銀行協会
CL4	有限責任あずさ監査法人
CL5	一般社団法人 全国信用金庫協会
CL6	日本公認会計士協会
CL7	一般社団法人 日本経済団体連合会
CL8	一般社団法人 日本損害保険協会
CL9	有限責任監査法人トーマツ

[個人（敬称略）]

	氏名・所属等（記載のあるもののみ）	
CL10	吉川 嵩悠	よしかわ監査会計事務所 代表 公認会計士
CL11	田淵 隆明	公認システム監査人、特定行政書士 IFRS・連結会計・公共政策コンサルタント
CL12	中村 慎二	弁護士・公認会計士
CL13	服部 隆	CMA、CIIA

## 5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会（以下「委員会」という。）のそれらに対応するコメントです。  
「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、委員会で分析を行っています。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<b>(質問1) 投資信託財産が金融商品である投資信託における時価の算定に関する質問</b>		
<b>(全体を支持するコメント)</b>		
1) 提案内容に同意する。	実務に配慮した内容と言え、同意する。 また、基準価額自体が制度上、一定の外部評価を受けていることに鑑みても適当な結論であると考えられ、同意する。	本公開草案の提案を支持するコメントである。
<b>(その他のコメント)</b>		
2) 未公開株式に投資する投資信託に関するコメント	本公開草案では、投資信託はすべて時価評価するという取扱いを提案しているが、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）においては、市場価格のない株式等については取得原価をもって貸借対照表価額とするとされている。 この点については審議の過程で、「時価算定会計基準は時価をどのように算定するかを定めるものであり、どのような場合に時価で算定すべきかについては他の定めに従うとされているため、会計基準としての整合性に影響は及ぼさない」と整理されていると理解している。 しかしながら、たとえ同じ銘柄であっても、未公開株式を個別に保有している場合と、投資信託として保有している場合で評価額が変わるということになり、この不整合についての整理は十分になされていないと考える。 また実務を見ても、未公開株式に投資する投資信託の評価については、	企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定会計基準」という。）公表に伴い、金融商品会計基準を改正しており、「時価算定会計基準においては、時価のレベルに関する概念を取り入れ、たとえ観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて時価を算定することとしている。このような時価の考え方の中では、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は想定されない。」（金融商品会計基準第81-2項）としている。 これにより、これまで時価を把握することが極

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>改正前金融商品会計基準の定義における「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」に該当すると判断し、時価評価の対象としていない企業もあるなど、現行の実務は割れている状況にある。</p> <p>こうした状況にも関わらず、時価評価の手法を定める IFRS13 号の日本基準への取込みの検討にあたり、時価評価の対象を実質的に変更してしまうこと、すなわち投資信託についてすべて時価評価を行う実務に統一してしまうことは時期尚早と考える。金融商品の時価評価の範囲を変更するのであれば、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、金融商品の分類及び測定に関する検討の中で議論されるべきであると考え</p>	<p>めて困難と認められる有価証券として取り扱っていた金融商品は、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価とはしないこととされていた市場価格のない株式等を除き、時価をもって貸借対照表価額とすることとした。したがって、投資信託財産が金融商品である投資信託も時価をもって貸借対照表価額とすることとなる。よって、投資信託財産として市場価格のない株式等を保有している場合であっても、市場価格のない株式等を直接保有している場合と異なり、その投資信託自体について時価をもって貸借対照表価額とすることになる。</p> <p>これらについて結論の背景に記載することとした（本適用指針第 49-4 項）。</p>
	<p>投資信託財産が非上場株式である投資信託の貸借対照表価額については、時価で計上する実務と取得原価で計上する実務の両方が存在しているので、不動産投資信託と同様に、時価で計上することが求められるかを明確にしていきたい。</p>	<p>上記のとおり、投資信託財産として非上場株式を保有している場合であっても、その投資信託自体について時価をもって貸借対照表価額とすることになる。その旨を結論の背景に記載することとした（本適用指針第 49-4 項）。</p>
<p>3) 海外で設定された投資信託における時価の算定日と</p>	<p>海外の投資信託における時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短いとする例示期間を3か月程度としていただきたい。（理由等）</p>	<p>海外で設定された投資信託については、本公開草案第24-5項において、「時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い(通常は1か月程度と</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
基準価額の算定日の乖離に関するコメント	<p>・ 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」の第16項（注4）において、子会社の財務諸表を連結するに当たり、3か月までの基準日の差異を許容していることを踏まえ、投資信託の算定に当たっても同様に3か月までの差異を許容する建付けとすべきである。</p> <p>・ また、IFRS決算企業の実務では、投資信託について3か月の期ずれは許容されていることから、時価の算定日と基準価額の算定日間の期間の例示を1か月とする本公開草案とIFRS実務との乖離も懸念される。</p> <p>海外の投資信託に関して、基準価額を時価とみなす場合の条件として、本公開草案第24-3項(1)～(3)の要件に加え、「時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い」ことを要請する点については、様々な商品性のファンド商品があることを踏まえ、適正な会計処理ができない商品が生じることのないよう、適切に検討をしていただきたい。</p> <p><b>【理由①】</b></p> <p>本規定の背景として、もし、海外の投資信託について、基準価額の算定が適当かどうか、本邦内の関係機関の間で把握・調整等をしきれないことが念頭にあり、当該基準価額を時価とする（あるいはみなす）ことが適当でないという意図があるのであれば、その場合は、「市場価格のない株式等」に準じて取得原価による会計処理を認めるなどの配慮が必要ではないか。</p> <p><b>【理由②】</b></p> <p>ファンド商品の類型やその会計処理は様々であり、例えば、合同運用金</p>	<p>考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性も考慮する。）場合に限り、基準価額を時価とみなすことができる」とし、必ずしも1か月に限定はしておらず、個別に判断を求めるものであるが、その趣旨を分かりやすくするため、「通常は1か月程度と考えられる」とした背景や1か月を超える場合の考え方を結論の背景に追加で記載することとした（本適用指針第49-6項）。</p> <p>実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」Q2において、合同運用の金銭の信託を含む委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託のうち、受益権が有価証券として取り扱われている投資信託については、有価証券としての会計処理を行うこととされている。左記意見にあるように、合同運用金銭信託について、投資信託として取り扱われる場合は、本公開草案の定めを適用することになるが、こうした商品スキームに係る特性は、上記対応として本適用指針第49-6項に示した、市場からの影響を受けにくく、基準価額を時価の算定日で更新しても重要な差異が生じないこともあると考えられる要素にはならないと考えられる。したがって、本公開草案を修正しな</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>銭信託の構成資産として投資信託を保有していて、会計上は投資信託として扱っているケースもある。</p> <p>本公開草案における「通常は1か月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性も考慮する」という記載は、「投資信託財産」の特性を考慮できるように配慮いただいているものと考え、 「投資信託財産」の特性以外の要素（例えば、間接保有といった商品スキーム等）に係る特性も考慮できることが明確になるように記載いただくことが適当と考える。</p>	<p>い。</p>
<p>4) 重要な制限がある場合に該当しない例示について明確化を求めるコメント</p>	<p>本公開草案第24-4項(3)において、時価の算定日と基準価額の算定日が異なることを想定しているかどうかを明確に示すべきであると考え。</p> <p>(理由)</p> <p>本公開草案第24-5項では、海外の投資信託に対して本公開草案第24-3項の取扱いを適用する際、「時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い(通常は1か月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性も考慮する。)場合に限り、基準価額を時価とみなすことができる」と提案しているが、国内の投資信託に対しては、このような取扱いを認めていない。</p> <p>一方、本公開草案第24-4項(3)の例示は「解約可能日が定期的に設定されており、その間隔が短い(例えば、1か月程度)もの」であれば、「解約等に際して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合」に該当しないとしている。しかし、この場合に想定される基準価額の算定日及時価の算定日と異なることを想定しているかどうかは明確</p>	<p>国内で設定された投資信託財産が金融商品である投資信託は、通常解約可能日でなくても基準価額は算定されると認識しており、本公開草案第24-4項(3)の例示と基準価額の算定日について関連付けることに必然性はないと考えられる。したがって、本公開草案を修正しない。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
5) 重要な制限がある場合の例示も求めるコメント	<p>ではない。</p> <p>「市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限」について、本公開草案第24-4項に、該当しない場合の例示があるが、該当する場合も例示すべきではないか。</p> <p>市場における取引価格が存在しない投資信託は、通常は第三者との売買は行われず、そもそも市場参加者を想定していないことから、「市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限」であるかどうかを、財務諸表作成者が判断するのは非常に困難であると考えられるためである。</p>	<p>解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合に該当するかの重要性の判断は、仮にその解約等に関する制限により基準価額を調整する際の金額的重要性により行うが、その定量的な目安を示すことは困難であり、そうした目安のない例示は有用性の乏しいものになると考えられる。したがって、例示を追加しない。その旨を本適用指針第49-5項に記載することとした。</p>
6) 基準価額を時価とする取扱い又は時価とみなす取扱いを適用するための要件を継続して充足していることの確認を求めるコメント	<p>本公開草案第24-2項に定める重要な制限の有無及び本公開草案第24-3項に定める要件の充足次第で、時価の算定及び注記の取扱いが異なってくるため、投資者が本公開草案第24-2項の重要な制限の有無及び本公開草案第24-3項の要件のいずれかを継続的に充足していることの確認が必要となる。しかし、本公開草案では、この点について明記していないため、投資者には当該要件を継続して充足している事実の確認が求められることを結論の背景に明記すべきと考える。</p>	<p>本公開草案第24-2項の重要な制限の有無及び第24-3項の時価算定会計基準と整合する評価基準が用いられているか否かの要件は、特に当初認識時に限っているわけではなく、会計基準において明らかにする必要性は乏しいと考えられ、本公開草案を修正しない。</p>
7) 重要な制限がある場合に該当しない例示及び海外で設定される投資信	<p>「解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合」には該当しない例示の本公開草案第24-4項(3)及び海外の法令に基づいて設定される投資信託に関して基準価額を時価とみなす本公開草案第24-5項において、「1か月程度」との判断基準が記載されてい</p>	<p>左記の意見は、本公開草案第24-4項(3)の重要な制限がある場合に該当しない例として示している「解約可能日が定期的に設定されており、その間隔が短い(例えば、1か月程度)もの」と、本公開</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
託に関する文言の見直しを提案するコメント	る。本公開草案第24-4項(3)と本公開草案第24-5項は、異なる局面における判断基準の提案であるものの、これらに関連付けて基準の適用がなされる可能性があり、実務における混乱を避けるためにも、文言の記載について検討を提案する。	草案第24-5項の海外で設定された投資信託において時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が1か月程度の短い期間である場合に基準価額を時価とみなすことができる定めに関連付けたものであるが、本公開草案第24-4項(3)の例は、解約等の制限が重要であるか否かを示すものであり、時価の算定日と基準価額の算定日のズレに関する定めと直接的な関係はない。したがって、本公開草案を修正しない。
8) 基準価額の定義について	<p>本公開草案における「基準価額」の定義を確認したい。(理由等)</p> <p>本公開草案では第49-2項のとおり、現行の適用指針における「基準価格」を「基準価額」に統一しているが、本公開草案における「基準価額」は、投資信託協会が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」における「基準価額」に該当するかを確認したい。</p>	<p>本公開草案第49-2項のとおり、「基準価格という用語を、一般社団法人投資信託協会が定める規則に合わせ基準価額という用語に変更しているが、内容の変更を意図するものではない」としており、改正前の日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)第62項における基準価格と同一のものを意図している。したがって、本公開草案における「基準価額」には、投資信託協会が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」における「基準価額」のほか、同規則が適用されない海外で設定された投資信託における基準価額も含まれ得ると考えられ</p>



論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
9)「市場における取引価格」が何を指すのか明確化を求めるコメント	<p>上場していないオープン・エンドの公募投資信託は、相対市場において、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく基準価額で解約等が行われる実務がある。かかる基準価額は、本公開草案第24-2項における基準価額に相当するのか、それとも時価算定会計基準第5項の「市場における取引価格」に相当するのか明らかでなく、結論の背景等での明確化が望まれる。</p> <p>本公開草案第24-2項は以下のいずれかの理由により疑問があり、規定の明確化または修正が必要と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時価算定会計基準に照らして投資信託の解約等が市場における取引であると考えれば、本公開草案第24-2項が「市場における取引価格が存在せず」と規定しているのは論理矛盾である。</li> <li>・「市場における取引価格」が取引所市場等の相場に限定される趣旨であれば、24-2項の適用要件が（そのような意味での）「市場における取引価格が存在」しない場合に限定されているのは不正確である。</li> <li>・投資信託の解約等が市場における取引でないと考えるのであれば、基準価額は厳密には現行の時価算定会計基準5項の「時価」には該当しないといふべきであるから、本公開草案第24-2項の「基準価額を時価とする」のは</li> </ul>	<p>る。</p> <p>時価算定会計基準第5項の時価の定義において「市場における取引価格」との文言は使われていない。本公開草案第24-2項の「市場における取引価格」は、金融商品取引所（それに類する外国の法令に基づき設立されたものを含む。）に上場している投資信託のその市場における取引価格を意図しており、相対市場における取引価格を含めることは意図していない。その旨をより明確にするため、結論の背景を修正することとした（本適用指針第49-2項）。</p> <p>本公開草案第24-2項の基準価額を時価とする取扱いは、時価算定会計基準第5項において時価の定義を「資産の売却によって受け取る価格」（出口価格）としている点について、解約価格たる基準価額を出口価格として取り扱うことができることを明確にしたものであり、本公開草案第24-3項のような基準価額を時価と「みなす」ものではなく、基準価額も時価算定会計基準第5項の「時価」となることを示したものである。したがって、本公開草案を修正しない。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>既存の「時価算定会計基準に従った取扱い」では説明できず、創設規定（基準価額を時価とみなす）であることを正面から認めるべきである。</p>	
<p>10) 基準価額を時価とみなす取扱いの要件に関するコメント</p>	<p>「基準価額を時価とみなすことができる場合」として投資信託の財務諸表がIFRS第13号、米国基準Topic820、もしくはこれらに準ずる時価の算定基準に基づき作成されていることに言及する条件が設けられているが、財務諸表作成上の基準に着目するのではなく、投資信託財産を時価算定会計基準またはこれと同等の基準で時価評価した一口当たり時価純資産として基準価額を算定していることを条件とすべきである。</p> <p>（理由等）</p> <p>本公開草案第24-3項の(1)(2)は、投資信託財産ではなく財務諸表の作成基準に着目した記載となっている。このとき、例えば投資信託財産に貸出金が含まれており投資信託の財務諸表がIFRS®基準に従い作成されている場合、貸出金が財務諸表上償却原価で測定されていても上記(1)を満たすことになる。基準価額の算定にあたり、組入資産の評価は原則として時価により行うこととされていることから、当該貸出金は基準価額算定に当たりIFRS第13号に従って時価評価されている必要があると考えられる。</p> <p>よって、本公開草案第24-3項が適用されるための条件として、財務諸表作成上の基準ではなく、以下2点を明示すべきと考えられる。</p> <p>① 基準価額が一口あたり時価純資産に基づき算定されていること</p> <p>② 当該時価純資産の算定（投資信託を構成する個々の投資信託財産の評価）は、IFRS第13号「公正価値測定」又はAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」若しくはそれらと概ね同等</p>	<p>基準価額を時価とみなす取扱いは、基準価額に対して調整を行うことを求めた場合、実務的な対応に困難を伴うことが想定されることから、一定の要件を満たした場合にこれを認めることとしたものである。こうした趣旨を踏まえ、全体として時価算定会計基準と整合する評価基準になっていると考えられることを要件としたものであり、場合によっては財務諸表上で採用された投資信託財産の評価基準と基準価額を算定する際的评价基準が異なる可能性はある。一方、上記の意見のとおり、個々の投資信託財産の評価において、完全に時価算定会計基準に基づいていることを要件にすると、当該取扱いを適用するために困難さが生じ、当該取扱いを設けた意義が薄れる懸念があると考えられる。したがって、基準価額を時価とみなす取扱いを適用するにあたって、個々の投資信託財産を時価評価して算定された基準価額を用いることとなるが、要件は財務諸表に着目することとしている。その旨を結論の背景に記載することとした（本適用指針第49-3項）。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>と判断される評価基準が用いられていること</p> <p>市場価格のない株式について、IFRSや米国基準では時価評価を求めていること、また先般改定された投資信託協会の規則においても一株当たり純資産価額での評価を認めていることから、いずれも我が国の時価算定基準とは異なる取扱いとなっていると思料する。</p> <p>そのため、本公開草案第49-3項については、「<u>会計基準と整合する評価基準（市場価格のない株式等の評価基準など一部を除き）</u>が用いられていると考えられる場合に、基準価額を時価とみなすことができるとした」とすべきではないかと考える。</p> <p>またそもそも、本公開草案第49-2項「市場における取引価格が存在せず、一般に基準価額による解約等が主要な清算手段となっている投資信託については、投資信託の購入及び解約等の際の基準となる基準価額を出口価格として取り扱うことができる・・・」、という趣旨からすると、投資信託の財務諸表がどのような評価基準に従っているかどうかとは直接の関係性はないため、当該条件は不要であるとも考えられる。</p> <p>下記については、次のように改めるべきである。</p> <p>現行: (1) 当該投資信託の財務諸表が国際財務報告基準（IFRS）又は米国会計基準に従い作成されている場合</p> <p>修正案: (1) 当該投資信託の財務諸表が国際財務報告基準（IFRS）又は修正国際基準(JMIS)又は米国会計基準に従い作成されている場合</p>	<p>基準価額を時価とみなす取扱いを適用するにあたって、個々の投資信託財産を時価評価して算定された基準価額を用いることとなるが、適用の困難さを軽減させるため、要件は投資信託の財務諸表が全体として時価算定会計基準に基づいているか否かに着目することとしている。</p> <p>また、本公開草案第49-2項は、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合について記載しており、第49-3項とは状況が異なるものである。</p> <p>したがって、本公開草案を修正しない。</p> <p>海外で設定された投資信託の財務諸表が修正国際基準（JMIS）に従い作成されている場合は想定していないため、本公開草案を修正しない。</p>
11) 基準価額を時価とする取扱いと時	<p>基準価額に所定の調整を加える実務上の困難さに配慮し、基準価額を調整することなく時価とみなす、という取扱を手当いただいたことは妥当と</p>	<p>市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求めら</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
価とみなす取扱いを統合することを提案するコメント	考える。 ただし結果として、基準価額を時価として取り扱うこと自体は、市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく基準価額を時価とすることと同様であるため、あえて時価とみなす区分を別枠で設け、要求する注記に差をつけることまでは必要ないのではないのでしょうか。	れるほどの重要な制限がある場合は、時価を算定する際に考慮する資産の特性に該当し、基準価額を基礎として時価を算定する場合には本来何らかの調整が必要になるため、基準価額を時価とみなす取扱い（本公開草案第 24-3 項）については、基準価額を時価とする取扱い（本公開草案第 24-2 項）と区分する必要がある。したがって、本公開草案を修正しない。
12) 第三者から入手した相場価格が時価算定会計基準に従って算定されたものであるかの確認についてのコメント	本公開草案第24-6項また書きには、本公開草案第24-3項に基づき基準価額を時価とみなす場合同項（1）～（3）の要件を満たすことにより第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると「判断することができる」としているが、ここは「みなすこととする」とする方が適切である。	コメントを踏まえ、本文及び結論の背景を修正することとした（本適用指針第24-6項及び第49-7項）。
<b>（質問 2）投資信託財産が金融商品である投資信託における注記に関する質問</b>		
<b>（全体を支持するコメント）</b>		
13) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案を支持するコメントである。
<b>（その他のコメント）</b>		
14) 調整表の要否に関するコメント	基準価額を時価とみなす取扱いを適用する投資信託について、期首残高から期末残高への調整表の注記を求めることは以下の点から同意しない。 ① 本公開草案第 24-3 項の取扱いを適用する可能性のある金融商品について	① コメントを踏まえ、結論の背景を修正した（本適用指針第 49-8 項）。 ② 基準価額を時価とみなす取扱いは企業が任意

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>て、「仮に時価算定会計基準に従って時価のレベルを分類した場合、レベル3に該当することが多い」と整理される一方で、その裏付けは示されていない。</p> <p>② 実際に本公開草案第24-3項の取扱いを使用する金融商品の具体例や残高が判明し、そこに重要性があると考えられる場合に改めて検討すべきであり、導入当初から、IFRSを超える可能性のある開示を導入すべきではない。</p> <p>③ 本公開草案第24-3項の取扱いを適用した場合、時価は基準価額となり、時価の算出における不確実性は存在しない（時価は一意に決まる）。レベル3のインプットを用いた金融商品のような時価算出の不確実性はない以上、今回、レベル3で求められるような開示の拡充を行うのは根拠が希薄である。</p> <p>④ 時価算定会計基準における原則的な取扱いでは、レベル3資産の注記には調整表の他、「時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報」、「レベル3の時価についての企業の評価プロセス」が求められている。その一方で、基準価額を時価とみなす取扱いをした場合には、調整表の他、「解約等に関する制限の内容ごとの内訳」を求めのみとなっている。企業の財務諸表を分析するにあたり、レベル3資産のような資産がどのように計測されているかについての情報が注記に含まれていることは有用性が高い一方で、パッケージとして提供されない限りにおいては、残高の調整表のみ注記することの有用性には疑問が生じる。</p>	<p>に適用することが可能であり、また、当該取扱いを適用した投資信託の合計額が重要性に乏しい場合は注記を求めないこととしているため、一律に調整表の開示を求めることにはならないと考えられる。</p> <p>③ 投資信託の基準価額は投資信託委託会社等が公表するものであり、その算定には企業の見積りから生じる不確実性はないと考えられるが、上記①の対応として修正した本適用指針第49-8項のとおり、調整表の情報は財務諸表利用者にとって有用であると考えられる。</p> <p>④ 上記①の対応として修正した本適用指針第49-8項のとおり、調整表は、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記しないことから、補完的な情報として開示を求めるものであり、調整表の情報自体が財務諸表利用者にとって有用な情報を提供するものと考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
15) レベル1から3のいずれにも含まないことについて反対するコメント	<p>基準価額を時価とみなす取扱いを適用する投資信託はレベル1からレベル3のいずれにも含まないこととなるが、国際会計基準と異なる開示となり、財務諸表利用者にとって使用しづらいものとなる。</p> <p>また、レベル3とは別に、基準価額を時価とみなす取扱いを適用する投資信託について期首残高から期末残高への調整表の注記が求められているが、財務諸表作成者にとって過重な負担となる。</p> <p>基準価額を時価とみなす取扱いを適用する投資信託もレベルごとの内訳に含めたうえで、含めた金額を注記すれば、情報の有用性は損なわれたいと考える。</p>	<p>基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合、時価算定会計基準の本則に従って基準価額に対して調整を行っていただければ利用したであろうインプットのレベルは把握されないこととなる。このような状況において、投資信託に関する個別の定めが存在せず、時価のレベルの分類を求めるIFRS基準とその観点のみの整合性を求め、基準価額のインプットのレベルのみによって時価のレベルを決定することは適切ではないと考えられる。したがって、本公開草案を修正しない。</p>
16) 基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合の注記が、金融商品実務指針第5-2項の枠組みに含まれることの明確化を求めるコメント	<p>基準価額を時価とみなす取扱いを行った場合に、本公開草案第24-7項に基づき要請される注記は、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「金融商品時価開示適用指針」という。）第5-2項の「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の枠組みに含まれるものであることを明確にしていきたい。</p>	<p>本公開草案第24-7項で求める基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合の注記は、金融商品時価開示適用指針第5-2項の「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」に定める事項を注記しない場合に注記することとされており、金融商品時価開示適用指針第5-2項に関連する注記であると考えられる。</p>
17) 「時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債」に該当し	<p>金融商品時価開示適用指針の本則に基づくレベル別開示では、「時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債」と「時価を注記する金融資産及び金融負債」で異なる取扱いとしており、前者についてのみ調整表の注記を求めている（金融商品時価開示適用指針第5-2項(4)）。本公</p>	<p>投資信託の保有目的は、基本的には売買目的かその他になると考えられ、貸借対照表価額が時価になるものを念頭に定めを置いているが、これに該当しないケースについては以下のとおりと考</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>ないケースに関するコメント</p>	<p>開草案では、このような区別をしていないが、規定範囲に問題がないかご確認いただきたい。</p> <p>その際、投資信託について、「時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債」に該当しないケースの有無も整理のうえご検討いただきたい（例：有期限の投資信託について満期保有目的で処理する可能性、投資信託を子会社株式等として扱う可能性、MMF等の取得原価により計上される投資信託の取扱い等）。</p>	<p>られる。</p> <p>① 子会社・関連会社株式扱いになることは想定されない。また、仮に子会社・関連会社株式扱いになった場合において、当該子会社・関連会社株式の貸借対照表価額は取得原価となり、個別財務諸表にのみ、時価注記を求め、基準価額を時価とみなす取扱いを適用する可能性はあるが、基準価額を時価とみなす取扱いの適用に係る注記事項は、注記全体として、連結財務諸表で記載されれば、個別財務諸表は不要としている。</p> <p>② 満期保有目的になる投資信託は、金融商品会計に関するQ&amp;AのQ67において、「契約型投信、会社型投信及び貸付信託は、一般には満期に額面金額で償還が予定されるものではありませんので、満期保有目的の債券には区分できず」とあるとおり、想定されない。</p> <p>③ MRFなど、預金と同様の性格を有し貸借対照表価額を取得原価としているものについては、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものは時価注記を省略することができることとされているため、基準価額を時</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>価とみなす取扱いの適用は想定されない。</p> <p>これらを踏まえると、時価をもって貸借対照表価額とする投資信託以外に、時価の注記を求めることは想定されず、時価をもって貸借対照表価額としないものの、時価の注記を求める投資信託について、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合に注記する事項についての定めを設けないこととし、その旨を結論の背景に記載することとした（本適用指針第49-8項）。</p>
18) 調整表の項目について	<p>期首残高から期末残高への調整表の項目のうち、「③購入、売却及び償還のそれぞれの額」について、本規定中の「償還」に、「解約」（一部解約を含む）による払戻しや、払込資金からの払戻しと認められる「いわゆる特別分配金」が含まれるかが明確でないため、必要に応じて「償還等」といった幅を持たせる表現ぶりをご検討いただきたい。</p>	<p>購入、売却及び償還の内訳に関しては、作成コストと便益のバランスを踏まえ、これらの純額を示すこともできるとしている。そのため、その一要素である償還の範囲を明確に定めることはせず、企業が実態を踏まえ個別に判断して作成することが考えられる。したがって、本公開草案を修正しない。</p>
19) 開示のガイダンスを求めるコメント	<p>通常の金融商品とは異なる注記を投資信託に求める場合、一定程度ガイダンスがないと各社の注記方法が区々となり、結果的に財務諸表利用者にとって比較可能性のある情報の提供とはならない恐れがある。利用者にとって有用な情報を提供するために、新たな注記を求める際にはガイダンスを作成することが望ましい。</p>	<p>今回新たに求める注記の内容は、対象となる投資信託の契約条件の内容やその重要性等を踏まえ企業が個別に判断して決定すべきものと考えられ、例えば、重要な解約制限の内容の記載等の開示例を入れた場合、形式的に開示のチェックリストとして画一的に用いられることが懸念される。</p>



論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>一方で、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合、他の金融商品と時価注記を区別すべきかどうか明確にすべきとの意見が審議で聞かれたため、本文及び結論の背景を修正することとした（本適用指針第 24-7 項及び第 49-8 項）。</p> <p>なお、当該取扱いを適用した場合、時価のレベル別の開示は行わない理由を結論の背景に記載しており、上述の時価の開示における考え方を示したとしても、レベル別の開示についての考え方は変更しない。</p>
20) 基準価額を時価とみなす取扱いを適用しなくなった場合における時価算定会計基準第 10 項の注記の要否について	本公開草案第 24-5 項における基準価額を時価とみなす取扱いを適用したものの、その後、この取扱いができなくなり調整などを行う場合など、投資信託に係る時価の算定方法が変更される場合には、時価算定会計基準第 10 項における注記の対象になるのかどうかについて明示する必要があると考える。	基準価額を時価とみなす取扱いを適用したものの、その後、その取扱いができなくなるケースは通常多くないと考えられ、評価技法又はその適用を変更する場合の注記の対象になるか否かを明示する必要性は乏しいと考えられる。
<b>(質問 3) 投資信託財産が不動産である投資信託における時価の算定に関する質問</b>		
<b>(全体を支持するコメント)</b>		
21) 提案内容に同意する。	<p>実務に配慮した内容と言え、基本的には同意する。</p> <p>また、基準価額自体が制度上、一定の外部評価を受けていることに鑑みても適当な結論であると考えられ、同意する。</p>	本公開草案の提案を支持するコメントである。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
22) 時価評価に統一することに反対するコメント	<p>投資信託財産が不動産である投資信託においても、改正前金融商品会計基準の定義における「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」に該当すると判断し、一部の投資信託について時価評価の対象としない企業もあるなど、現行の実務は割れている状態にある。</p> <p>質問1での回答と同様、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として金融商品の分類及び測定について議論する前に、時価評価の対象を実質的に変更してしまうこと、すなわち投資信託についてすべて時価評価を行う実務に統一してしまうことは時期尚早と考える。</p>	<p>投資信託財産が不動産である投資信託であったとしても、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様に通常は金融投資目的で保有される金融資産であると考えられ、取得原価で評価するよりも時価をもって貸借対照表価額とすることは、財務諸表利用者に対する有用な財務情報の提供につながるものと考えられる。</p> <p>また、21)のコメントのとおり、本公開草案の提案に同意する意見も寄せられている。さらに審議において、基準価額を時価とみなす取扱いについて、非上場不動産投資信託は基準価額が日々公表されることはないものの、一定期間ごとには算出されて投資家に通知されていると思われるため、今回の取扱いが投資家にとって実務上の困難性を生じさせることはなく実務に配慮されており、その取扱いに同意するとの意見が聞かれている。したがって、金融商品会計基準に従い、一律に時価評価することで会計処理を統一することが適当と考えられる。</p>
	<p>市場価格のない投資信託財産が不動産である投資信託（以下、「私募リート投資口」）について、貸借対照表価額を時価に統一する提案に同意し</p>	<p>上記と同様の理由で、金融商品会計基準に従い、時価評価することで会計処理を統一することが適</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>ない。現行実務では取得原価評価と時価評価とに分かれており、選択適用として会計方針の注記をすることによってどちらの処理も継続できるようにして頂きたい。</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>私募リート投資口を保有している投資家の会計処理において、現行では取得原価で評価を行っている場合もあるところ、私募リート投資口を決算期ごとに時価評価替えすることになると、毎期貸借対照表価額が変動することになる。それに伴い、純資産や、保有目的等によっては当期損益が変動することになり、現在、取得原価評価をしている投資家の私募リート投資口の買控えに繋がる懸念がある。また、そもそも私募リートの投資対象が時価算定会計基準等の対象外である不動産であることに鑑みても、私募リート投資口について取得原価評価を選択適用できるようにして頂きたい。</p>	<p>当と考えられる。また、審議において、時価とみなす取扱いについて実務上の困難性を生じさせることはないと考えているため、投資家の買控えに繋がる懸念があるとのコメントについては疑問があるとの意見も聞かれており、本公開草案を修正しない。</p>
<p>23) 解約等に関する重要な制限の判断基準についてのコメント</p>	<p>投資信託財産が金融商品である投資信託については「解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合」とまでは言えないケースの例示が本公開草案第24-4項に示されているが、投資信託財産が不動産である投資信託についてこれに対応する例示がない。例示の掲載についての対応に違いを設けた理由を、結論の背景に明示すべきである。</p> <p>(理由等)</p> <p>例示を掲載しない理由等につき何の言及もない場合、投資信託財産が不動産である投資信託については、本公開草案第24-4項に該当する場合であ</p>	<p>解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合に該当するかの重要性の判断は、仮にその解約等に関する制限により基準価額を調整する際の金額的重要性により行うことが適切と考えられるため、その旨を記載することとした（本適用指針第24-4項、第24-10項及び第49-5項）。また、投資信託財産が金融商品である投資信託については、解約等に関する制限が市場参加者からリスクの対価を求められ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>っても解約等に重要な制限があると解されかねない。解約等に関して重要な制限があるか否かの判断基準は、投資信託財産が金融資産であっても不動産であっても本来変わらないと考えられることから、例示を掲載しない理由等につき結論の背景において明示すべきと考える。</p> <p>オープン・エンドの私募リートにおいては、通常規約において一度の払戻しに応じる際に解約制限が付されているが、これが解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がある場合に該当するか否かにより注記の要求事項が異なってくるため、該当するか否か、及びその理由については、適用指針の本文において言及が必要であると考える。</p>	<p>るほどの重要性があるか否かの判断が困難であるとの懸念が審議において示されたため、重要な制限がある場合に該当しない例のみを示すこととしている。当該例示については、投資信託財産が不動産である投資信託も同様と考えられるため、その旨を記載することとした（本適用指針第24-10項）。他方で、投資信託財産が金融商品であるか、不動産であるかに関わらず、重要性がある解約制限について、基準価額を調整する際の金額的重要性を考慮した定量的な目安を示すことは困難であり、そうした目安のない例示は有用性の乏しいものになると考えられる。したがって、例示を追加しない。その旨を記載することとした（本適用指針第49-5項）。</p> <p>上記のとおり、基準価額を調整する際の金額的重要性を考慮した重要性がある解約制限については定量的な目安を示すことは困難であり、そうした目安のない例示は有用性の乏しいものになると考えられる。したがって、本公開草案を修正しない。</p>
24) 時価の算定日と基準価額の算定日	投資信託財産が不動産である投資信託について、基準価額の算定日と決算日が乖離する場合の取扱いやその理由等について結論の背景に明記すべ	投資信託財産が不動産である投資信託については、時価算定日の直近に算定された基準価額を用

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>の不一致についてのコメント</p>	<p>きである。 (理由等)</p> <p>投資信託財産が不動産である投資信託については、国内・海外を問わず基準価額の算定日と決算日が著しく乖離する場合も想定されるが、当該乖離を時価の算定上どのように取り扱うかに関する定めが明記されておらず、また、当該乖離に関する注記の定めもないことから基準設定に至った背景の理解が困難である。</p> <p>時価の算定日と基準価額の算定日とに相当程度の乖離がある場合も基準価額を時価とみなす意図についてその理由等を結論の背景において明示すべきと考える。</p>	<p>いることができることを意図している。その旨を明示するため、本文及び結論の背景を修正することとした（本適用指針第24-9項及び第49-12項）。</p>
<p>25) 基準価額を時価とする取扱いと時価とみなす取扱いの統合を提案するコメント</p>	<p>市場における取引価格のないものについては、市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限の有無に関わらず、基準価額を時価とすることができる、とすべきと考える。</p>	<p>11) のコメントへの対応を参照頂きたい。</p>
<p>26) 他の算定方法の具体的な内容について</p>	<p>本公開草案第24-8項において、「ただし、会計基準における時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価格の利用を妨げるものではない。」とあるが、想定されている他の算定方法の内容を具体的に示してほしい。</p>	<p>時価の定義を満たす価格を算定する他の方法がないとは言えないとして記載したものであり、具体的なケースを想定したものではない。</p>
<p>27) 第三者から入手した相場価格が時価算定会計基準に</p>	<p>投資信託財産が不動産である投資信託については、本公開草案第49-12項において「投資信託財産である不動産の時価の算定が会計基準の対象に含まれないことから、投資信託財産の評価が会計基準に基づいているか否か</p>	<p>第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであるとの判断を要しない定めは、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
従って算定されたものであるかの確認についてのコメント	を確認することにより、基準価額が会計基準に従って算定されたものである否かを判断することが困難であることが考えられる」として、実質的に時価検証を不要としている。同様のロジックに従うのであれば、市場価格のない株式等は時価算定会計基準の対象に含まれていないことから、市場価格のない株式等（新株予約権や転換社債型新株予約権付社債などを含む）が時価の算定におけるインプットとなる金融商品も、インプットの時価の算定が会計基準の対象に含まれないと整理したうえで、時価検証を不要とすべきである。	合に限定して対応を図ったものであり、時価算定会計基準に従った原則的な対応についてまで、別途例外的な定めを置くべきではないため、本公開草案を修正しない。
<b>（質問 4）投資信託財産が不動産である投資信託における注記に関する質問</b>		
<b>（全体を支持するコメント）</b>		
28) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案を支持するコメントである。
<b>（その他のコメント）</b>		
29) 調整表の要否について	質問 2 へのコメントと同趣旨で、投資信託財産が不動産である投資信託においても、調整表の注記を求めることに同意しない。	14) のコメントへの対応を参照頂きたい。
30) 基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合の注記が、金融商品実務指針第 5-2 項の枠組みに含まれることの明確化を求め	質問 2 へのコメントと同趣旨で、基準価額を時価とみなす取扱いを行った場合に、本公開草案第 24-11 項に基づき要請される注記は、金融商品時価開示適用指針第 5-2 項の「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の枠組みに含まれるものであることを明確にしていきたい。	16) のコメントへの対応を参照頂きたい。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
るコメント		
31) 開示のガイダンスに関するコメント	<p>質問 2 へのコメントと同趣旨で、利用者にとって有用な情報を提供するために、新たな注記を求める際にはガイダンスを作成することが望ましい。</p>	<p>19) のコメントへの対応を参照頂きたい。</p>
32) 注記事項の充分性に関するコメント	<p>本公開草案第 24-11 項で提案されている注記事項では、財務諸表利用者の判断に当たって情報が不十分である可能性も考えられる。注記事項の充分性については適用後レビューの実施を含めた継続的な検討が望まれる。 (理由等)</p> <p>投資信託財産が不動産である投資信託が財務諸表全体にとって重要性が高い場合、投資信託財産である不動産の評価基準及び当該投資信託の基準価額の算定日は、財務諸表利用者の理解に当たっての重要な情報と考えられる。ここで、特殊な評価基準が用いられている場合や、基準価額の算定日が決算日から大きく乖離している場合であっても、その旨の開示なしに基準価額が時価として使用されることには、かえって財務情報の有用性が損なわれるおそれがある。</p> <p>本公開草案の最終基準化後も、財務諸表利用者等からの意見の収集を通じて、財務諸表利用者の判断に資する情報開示の追加の必要性について継続的に検討することが望まれる。</p>	<p>本公開草案第 49-11 項において、投資信託財産である不動産が、時価算定会計基準の対象に含まれないことから、投資信託財産の評価について時価算定会計基準と整合する評価基準が用いられている等の要件を設けていないと記載しているため、時価算定会計基準と異なる評価基準が用いられていることや、基準価額の算定日が時価の算定日と異なることがあることは理解可能と考えられる。また、その対象となる投資信託の貸借対照表計上額等の注記は求めているため、有用な開示となると考えられる。なお、適用後レビューの実施については、今後適用後レビュー全体の取組みの中で対応を検討していく。</p>
	<p>解約等に関する制限の内容の注記を一律に除くこととする提案に同意しない。投資信託財産が金融商品である投資信託と投資信託財産が不動産である投資信託との間には時価算定基準適用上の差異が存在する旨を別途定性的に注記するものとするべきと考える。</p>	<p>本公開草案第49-13項に記載のとおり、投資信託財産が不動産である投資信託については、投資信託財産である不動産が、時価算定会計基準の対象に含まれないことから、解約等に関する制限の内</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>容の注記を求めたとしても有用な情報とはならないと考えられる。</p> <p>また、投資信託財産が金融商品である投資信託と投資信託財産が不動産である投資信託との間にある時価算定会計基準適用上の差異が存在する旨の説明を注記として求めたとしても、企業固有の情報とはならないため有用な情報とはならないと考えられる。</p> <p>したがって、本公開草案を修正しない。</p>
33) 基準価額を時価とする場合のレベル別開示について	<p>不動産については時価算定基準の対象外であるため、レベルごとの内容等に関する事項の注記は、市場における取引価格があるもののみを対象とし、基準価額を時価とするものについては注記不要とすべきと考える。</p>	<p>本公開草案第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いについては、本適用指針第49-8項のとおり、基準価額のインプットのレベルのみによって時価のレベルを決定することが適切ではないことから、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記しないこととしたものであり、時価算定会計基準の本則に従った本公開草案第24-8項の基準価額を時価とする取扱いまで別途の定めを置く必要性はない。したがって、本公開草案を修正しない。</p>
<b>(質問 5) 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する質問</b>		
<b>(全体を支持するコメント)</b>		
34) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案を支持するコメントである。



論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<b>(その他のコメント)</b>		
<p>35) 組合等への出資の会計処理が整理されるまでの暫定的な取扱いである旨明記すること等を求めるコメント</p>	<p>本公開草案第24-15項の規定は暫定的な取扱いとし、組合等への出資の会計処理が整理された時点で見直す旨明記すべきである。併せて、現在金融商品会計についても見直しが検討されていることから、その一環として、もしくは別途プロジェクトを立ち上げることにより、早急に組合等への出資の会計処理の検討に着手されることを要請したい。</p>	<p>本公開草案第49-17項により、本公開草案第24-15項が暫定的な取扱いであることは理解可能であると考えられる。したがって、本公開草案を修正しない。また、今後の検討の進め方については参考にさせて頂く。</p>
<p>36) 「市場価格のない株式等」に含めて取り扱うことが許容されるか確認を求めるコメント</p>	<p>いわゆる「組合等への出資」については、その組成目的・経済実態が様々であることや、既存の取扱いが区々である中、短期間の検討で結論を得ることは適当でなく、本公開草案において、時価の注記を要しないとする取扱いに同意する。</p> <p>他方で、従来、「組合等への出資」のうち、構成資産が「市場価格のない株式等」（非上場株式）であることから、時価の算定が困難であるとしていたケースがあり、このような組合出資については、新しい枠組みにおいても「市場価格のない株式等」に含めて取り扱うことが許容されるか確認したい。</p>	<p>2019年の金融商品会計基準改正の公開草案では、民法上の組合等において、構成資産が主に市場価格のない株式及び出資金などである場合、市場価格のない株式等と同様の取扱いとすることを提案したが、最終化に向けた審議において、市場価格のない株式等から除外している。これは、組合等への出資の会計処理が、金融商品実務指針第132項により、原則として、組合等の営業により獲得した純損益の持分相当額を当期の純損益として計上することとされており、また、時価の開示についても、時価の算定対象が組合等への出資そのものなのか、組合等への出資の構成要素なのか不明確であり投資信託と同様の論点が生じうるとの意見が聞かれたためである。</p> <p>また、金融商品会計基準第81-2項において、「時</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>価算定会計基準においては、時価のレベルに関する概念を取り入れ、たとえ観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて時価を算定することとしている。このような時価の考え方の下では、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は想定されない」としている。</p> <p>ここで、2)のコメントへの対応において、会計の単位は投資信託自体であるとしており、仮に組合等への出資についても同様に考えると、時価算定会計基準の公表前において、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券として取り扱っていた組合等への出資も、構成資産が市場価格のない株式等であっても、他の金融商品と同様に市場価格のない株式等に含めないこととなる。ただし、この場合においても、本公開草案第24-15項に記載のとおり、時価の注記を要しないとする取扱いの適用は可能である。</p>
<b>(質問6) 適用時期等に関する質問</b>		
<b>(全体を支持するコメント)</b>		
37) 提案内容に同意	同意する。	本公開草案の提案を支持するコメントである。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
する。		
<b>(その他のコメント)</b>		
38)適用時期を見直すことを求めるコメント	<p>本公開草案においては、基準価額を時価とみなす取扱いを認めるなど、実務に配慮した提案がなされていることは理解できる。</p> <p>一方で、各投資信託の解約制限の内容や金額の重要性など、投資信託ごとに新たなフローチャートでの判定を求める内容となっており、作成者は原則となる時価算定会計基準とは別に新たな実務構築を図る必要がある。</p> <p>投資信託を数百保有している企業もある中、個別に解約制限の内容について網羅的に確認するには半年程度の期間を要することが想定される。さらに会計監査人との調整には3ヶ月程度要すると想定される。</p> <p>また連結財務諸表の作成にあたり、上記の判断についてグループ内で整合性を取らなければいけない場合もあり、そういった場合は、親会社と子会社間で同様の性質の投資信託に対して異なる判定をしていないかなどの確認作業も生じ、相応の時間を要する。</p> <p>本公開草案では2022年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末から適用することとされており、意見募集から最終化へのプロセスを踏まえると、改正適用指針の公表から適用までが1年にも満たないことになる。</p> <p>上記に鑑みると、特に投資信託のエクスポージャーが大きい企業にとっては、公表から1年にも満たない期間で適用することは大変難しい状況である。</p> <p>安定的に新基準の適用を促進する観点から、投資信託の時価の算定に関</p>	<p>コメントを踏まえ、適用時期を修正した（本適用指針第25-2項、第25-3項及び第49-19項）。</p> <p>また、上記の対応により、金融商品時価開示適用指針第5-2項を注記しない経過措置を適用していた投資信託については、時価算定会計基準の本則の適用の翌連結会計年度及び翌事業年度から本改正適用指針を適用することになるため、適用初年度においては比較情報を要しないとした金融商品時価開示適用指針第7-4項の取扱いに準じて、経過措置も修正した（本適用指針第27-3項）。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>する取扱いについては、適用までの期間をさらに1年程度設けることが望ましい。</p>	
<b>(質問7) その他</b>		
<b>(その他のコメント)</b>		
<p>39) レベル3に区分される投資信託の2022年3月期末の調整表の取扱いについて</p>	<p>仮に、適用時期の延長が認められず、2022年3月31日以後終了する連結会計年度および事業年度における年度末に係る連結財務諸表および個別財務諸表から本公開草案を適用する場合、従来分類していなかった投資信託がレベル3に分類される時に、2022年3月期末の注記においては「時価がレベル3の時価に分類される金融資産及び金融負債の期首残高から期末残高への調整表」は不要としていただきたい。</p>	<p>基準価額を時価とみなす取扱いを適用する場合、時価のレベル別の開示を求めないためご指摘の懸念は生じない。一方、基準価額を時価とみなす取扱いの適用ができない場合及び適用しない場合、レベル3に区分される投資信託について、期首の時価のレベルの把握等に困難が生じると考えられるため、2022年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表においては、当該投資信託について、レベル3の時価の金融商品の調整表を求めないこととした（本適用指針第27-4項）。</p>
<p>40) 注記事項は金融商品時価開示適用指針で定めるべきとのコメント</p>	<p>これまでの会計基準等の構成上、注記事項については、本来、本適用指針ではなく、金融商品時価開示適用指針において定めるのが適切であると考ええる。</p>	<p>基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合に求める注記は、その適用に関する定めとセットで記載した方が理解しやすいと考えられるため、本公開草案を修正しない。</p>
<p>41) 会計方針として取り扱うかどうか明確化を求めるコ</p>	<p>基準価額を時価とみなす取扱いは、会計方針として取り扱うかどうかを明記すべきであると考ええる。また、投資信託財産が金融商品である投資信託についての取扱いと、投資信託財産が不動産である投資信託についての</p>	<p>基準価額を時価とみなす取扱いの適用を会計方針として取り扱うかどうかについて、これまで公表した他の会計基準において、基準価額を時価と</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>メント</p>	<p>取扱いは、統一するかどうかについても明記すべきであるとする。  (理由)  会計方針は、正当な理由により変更を行う場合を除き、每期継続して適用する必要がある（企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第5項）。また、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計方針は、原則として統一する必要がある（企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」第17項）。</p> <p>本公開草案第24-2項及び第24-8項では、基準価額を時価とするとしながらも、ただし書きにおいて、「会計基準における時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価格の利用を妨げるものではない」としている。また、本公開草案第24-3項、第25-5項及び第24-9項では、「基準価額を時価とみなすことができる」、第24-6項及び第24-10項では、「判断することができる」としている。これらの選択の結果は、時価の算定に影響がなかったとしても、開示に影響するため、財務諸表利用者に対して提供される情報の有用性の観点も含めて、会計方針として取扱うかどうか、及び、取扱いの選択の首尾一貫性について言及することが適切と考えられる。</p>	<p>みなす取扱いと同様に簡便的な取扱いなど他の取扱いを設けている場合においても定めていないケースが多く、個別に判断することが適切と考えられる。</p> <p>また、投資信託財産が金融商品である投資信託についての取扱いと、投資信託財産が不動産である投資信託についての取扱いは、それぞれの定めを基に適用を判断していくことになるため、両者の適用が異なる場合も考えられるが、その点は、所定の要件を満たすこと以外の制約の記載がないことから分かるため、別途、その旨を明記する必要性もないと考えられる。</p> <p>したがって、本公開草案を修正しない。</p>
<p>42) 基準価額を時価とする投資信託の時価のレベル別分類の方法について</p>	<p>投資信託財産が金融商品である投資信託および投資信託財産が不動産である投資信託の時価の内、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合は、時価のレベルごとの内容等に関する事項の注記が求められているが、基準価額を時価とする場合の投資信託の時価のレベル別分類の方</p>	<p>時価算定会計基準において、個別の金融商品についてレベル別分類の方法を示すことはしておらず、他の金融商品と同様に、原則的な考え方に従って企業が個別に検討することが適切と考えられるため、本公開草案を修正しない。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
43) IFRS 第13号に基づいた投資信託の時価を見直すことにはならない旨を確認するコメント	<p>法を示すべきであると考えている。</p> <p>時価算定会計基準はIFRS第13号「公正価値測定」をコンバージェンスした基準であり、IFRS第13号に基づいて適切に測定された投資信託の時価が、本公開草案を契機とした見直しの対象にはならないものと考えている。そのような理解で良いか確認したい。</p>	<p>会計基準の体系が異なることや実務における重要性の判断等を考慮すると、結果として認識される数値が同じものになることを担保するものではないが、時価算定会計基準第24項において、「IFRS第13号の表現を一部見直しているが、IFRS第13号の内容と異なる定めを設けることを意図したものではない。」としている。</p>
44) 投資信託財産に含まれる主要な資産が金融商品及び不動産以外の場合についてのコメント	<p>本公開草案第24-12項の「投資信託財産に含まれる主要な資産等によって、投資信託財産が金融商品か不動産か判断する」について、</p> <p>①主要な資産が、金融商品及び不動産以外である場合、例えば投資信託及び投資法人に関する法律施行令に定める「公共施設等運営権」・「再生可能エネルギー発電設備」が主要な資産であるインフラ投信は、金融商品・不動産のいずれに区分するのか。</p> <p>②また、いずれかに区分した場合でも、公共施設等運営権や再生可能エネルギー発電設備等については時価算定基準の対象外であるため、市場における取引価格がないものについては、時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記は不要とすべきと考える。</p>	<p>①投資信託財産に含まれる主要な資産等が金融商品及び不動産以外である場合は、当該資産が時価算定会計基準の対象に含まれるか否かという点等を踏まえ、企業が実態に合わせてどちらの取扱いを適用するか判断することが考えられる。</p> <p>②また、33)のコメントへの対応と同様、時価算定会計基準の本則に従った取扱いまで別途の定めを置く必要性はないと考えられる。</p> <p>したがって、本公開草案を修正しない。</p>
45) その他	<p>修正国際基準(JMIS)は非常に優れた会計基準である。IFRSと同等以上の品質であることを積極的にアピールすべきである。</p> <p>別紙1においても、「IFRS又は米国会計基準」のところを「IFRS又はJMIS又は米国会計基準」とすべきである。</p>	<p>10)のコメントへの対応を参照頂きたい。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の会計処理について検討する際には、いわゆる特別目的会社（信託を含む。）への出資に相当する金融資産全般について検討することが適切と考える。</p>	<p>今後の検討の参考とさせて頂く。</p>

以 上